2026 年 8 月時点
公益社団法人インテリア産業協会

# 「インテリアコーディネーター資格試験」および「キッチンスペシャリスト資格試験」の写真規定

## ■写真の使用用途

・試験当日の本人確認
・資格登録証への印刷（※）

※インテリアコーディネーターの二次試験またはキッチンスペシャリスト学試験（学科および実技）合格後に資格登録申請を経て、当協会に資格者として登録手続きを完了された方には、顔写真付きの資格登録証（カード）が交付されます。顔写真は、合格年度の受験申込時にアップロードされたものを使用します。 インテリアコーディネーター一次試験受験後またはキッチンスペシャリスト試験（学科）受験後、ご本人の希望に基づく顔写真の変更はできませんのでご注意ください。

なお、詳細は受験要項（顔写真のアップロードの項目）をご確認ください。

## ■写真規定

**＜規定＞**

・6 ヶ月以内に撮影されたもの（白黒・カラー可）
・正面向き、単身、無帽、上三分身（胸から上）
・画質が鮮明であること（焦点があっていること）
・写真全体の 70%から 80%程度は頭頂部から顎先までが映っていること
・証明写真に準拠する背景で、本人のみが映り、家具、カーテン、照明、雑貨等が映りこんでいない無地のもの（背景色は白以外を推奨）
・明るさやコントラストが適切であること
・背景や照明の明かりと、人物および服装の境目がはっきりしていること
・メガネのレンズ等に光が反射していないこと
・前髪などにより顔の器官や輪郭が隠れていないこと
・カラーコンタクトレンズの着用は不可

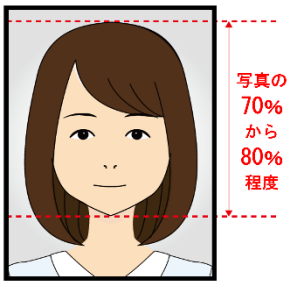


※上記に該当しない写真については、差し替えを求める場合があります。

## ■不適当な写真例

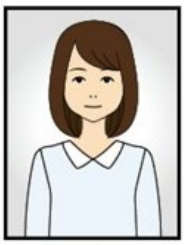
顔が小さすぎる

写真を置いて写した写真（枠が写っている）

背景が無地ではない（壁の模様や家具も不可）

ぼやけている・画素が荒い

平常の表情ではない（歯が見えている）

顔の一部（頭頂部など）が写っていない

暗くて不鮮明

正面を向いていない（目線も含む）

目を閉じている

画像処理（加工）された写真

帽子やマスク等で顔が隠れている

写真が小さく写っている（WEBの場合）